

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例案

平成 28 年（2016 年）9 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成 28 年条例第 号。以下「教育給与条例」という。）第 19 条において準用する札幌市職員給与条例（昭和 26 年条例第 21 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、教育給与条例第 1 条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（手当の種類）

第 2 条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多学年学級担当手当
- (2) 兼務手当
- (3) 教員特殊業務手当
- (4) 教育業務連絡指導手当

（多学年学級担当手当）

第 3 条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校又は中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第 5 条において同じ。）のうち、小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の 2 以上の学年の児童又は生徒で編制する学級における授業又は指導の業務に従事したもの（教育委員会規則で定めるものを除く。）に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 350 円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。

(兼務手当)

第4条 兼務手当は、昼間における授業若しくはその補助（以下この項において「授業等」という。）の業務を本務とする教育職員のうち、夜間における授業等の業務に従事したもの又は夜間における授業等の業務を本務とする教育職員のうち、昼間における授業等の業務に従事したものに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した1時間につき2,800円とする。

(教員特殊業務手当)

第5条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園（以下この項において「学校」という。）に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師であり、次に掲げる業務に従事したもののうち、心身に著しい負担を与える業務に従事したものとして教育委員会が認めるものに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等における緊急の業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における幼児、児童若しくは生徒（以下この項において「児童等」という。）の保護又は防災若しくは復旧の業務

イ 児童等の負傷、疾病等に伴う救急業務

ウ 児童等の補導の業務

(2) 修学旅行その他の学校が計画し、及び実施する行事において児童等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの

(3) 教育委員会が定める競技会等において児童等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第 号）第2条第1項において読み替えて準用する札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定により定められた週休日（次号において「週休日」という。）若しくは教育給与条例第8条に規定する休日等（次号において「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等の指導の業務で、週休日、休日

等又は休日等に当たる日以外の札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例第2条第1項において読み替えて準用する札幌市職員の勤務条件に関する条例第5条に規定する半日勤務時間を割り振ることをやめた日若しくは当該半日勤務時間を割り振られた日に行うもの

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、業務に従事した日1日につき当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アに掲げる業務に従事した教育職員 8,000円（甚大な被害が発生した非常災害（教育委員会が認めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与える業務として教育委員会が認めるものに従事した場合にあっては、8,000円にその100分の100に相当する額を加算した額）

(2) 前項第1号イ又はウに掲げる業務に従事した教育職員 7,500円

(3) 前項第2号又は第3号に掲げる業務に従事した教育職員 4,250円

(4) 前項第4号に掲げる業務に従事した教育職員 3,000円

（教育業務連絡指導手当）

第6条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教諭であり、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整並びに指導及び助言の業務に従事したもののうち、教育委員会規則で定めるものに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき200円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（人事委員会の同意）

第8条 教育委員会は、この条例に基づく教育委員会規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議し、その同意を得なければならない。ただし、組織の名称変更に伴い当該教育委員会規則を改正する場合その他人事委員会が指定する場合は、この限りでない。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる業務に係る手当について適用し、同日前に行われた業務に係る手当については、なお従前の例による。

(理 由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、札幌市立学校の一部の教育職員の給与負担等に関する権限が北海道から移譲されることに伴い、本市の教育職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。